

議案第7号

財産を無償で貸し付けること（鳥取県学生寮用地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年6月14日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	東京都世田谷区成城一丁目118番217	1,259.77平方メートル

2 相手方

鳥取市東町一丁目271番地

公益財団法人鳥取県育英会

3 貸付期間

平成30年11月1日から平成35年10月31日まで

4 理 由

東京都内に設置する鳥取県男子学生寮の用に供するため、引き続き公益財団法人鳥取県育英会に無償で貸し付けようとするものである。